

代表理事就任予定者選出に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、代表理事就任予定者選出に関し、必要な事項について定める。

（選出方法）

第2条 代表理事就任予定者は一般社団法人日本集中治療医学会の前理事長をもって選定する。

（改定）

第3条 この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2024年10月28日から施行する。

この改定は、2026年5月14日から施行する。